

## M&A Tax Newsletter

### 平成 29 年度税制改正がカーブアウト型 M&A に与える影響

デロイトトーマツ税理士法人

2017 年 2 月号

M&A/組織再編サービス

パートナー 西村 美智子(税理士)  
 マネジャー 村上 太一(公認会計士)  
 原 雅哉

#### 1. 概要

平成 28 年 12 月 22 日に閣議決定された平成 29 年度税制改正大綱によれば、平成 29 年 10 月 1 日以後に実施される企業グループ<sup>1</sup>内の分割型分割に係る適格要件の一部が改正され、今後カーブアウト型 M&A<sup>2</sup>における売却ストラクチャーに影響を与える可能性がある。

具体的には、例えば複数の事業を営んでいる企業等が一部事業を売却する際に、売却事業等に係る法人税等の課税負担を生じさせることなくカーブアウト型 M&A を実現させる可能性がある。

#### 2. 平成 29 年度税制改正がカーブアウト型 M&A に与える影響

##### (1) 企業グループ内の分割型分割に係る適格要件の改正

現行法に基づく、企業グループ内で行われる分割型分割に係る適格要件は下表のとおり<sup>3</sup>である。

：平成 29 年度税制改正の影響を受けると想定される要件

「○」=充足必要、「-」=充足不要

分割型分割に係る適格要件 (吸収分割)		完全支配関係 (100%の資本関係等)	支配関係 (50%超の資本関係等)
関係継続要件	同一の者による分割法人と分割承継法人との間の完全支配関係(または支配関係)が分割後も継続することが見込まれていること	○	○
金銭等不交付要件	分割対価として株式のみが交付されること	○	○
按分型要件	分割法人株主の株式保有割合に応じて株式が交付されること	○	○
主要資産負債引継要件	主要な資産・負債が引き継がれること	-	○
従業者引継要件	分割直前の分割事業に係る従業者の概ね 80%以上が引き継がれる見込があること	-	○
事業継続要件	分割事業の継続が見込まれること	-	○

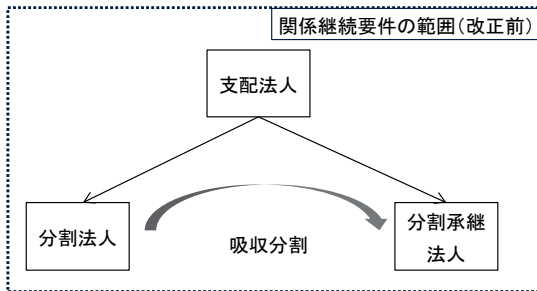
1 本稿では「企業グループ」という用語を 50%超の資本関係がある企業グループという意味で使用している。

2 売手企業から特定の事業や資産を切り出し、それを別の買手企業が買い取る形態の M&A。

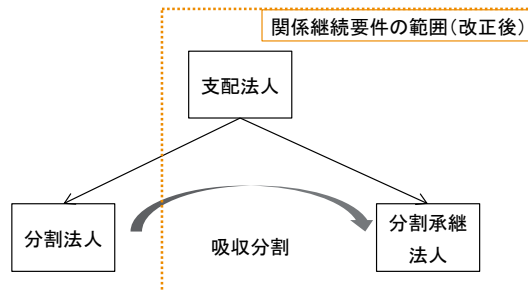
3 適格要件の類型の一つである共同事業要件について記載していないが、関係継続要件が充足できず上表の二つの適格要件を充足できない場合であっても共同事業要件を充足することにより適格分割となる可能性は存在する。

公表されている平成 29 年度税制改正大綱によれば、平成 29 年 10 月 1 日以後に実施される企業グループ内の分割型分割に係る前表の適格要件のうち関係継続要件については、「支配法人(同一の者<sup>4</sup>)と分割承継法人との間の関係が継続することが見込まれていること」に改正されることが予定されている。つまり、下図のとおり、同改正後は現行法の関係継続要件のうち支配法人と分割法人との間の関係継続は求められないこととなる。

【図1:改正前の関係継続要件の範囲】



【図2:改正後の関係継続要件の範囲】



## (2) 改正の趣旨

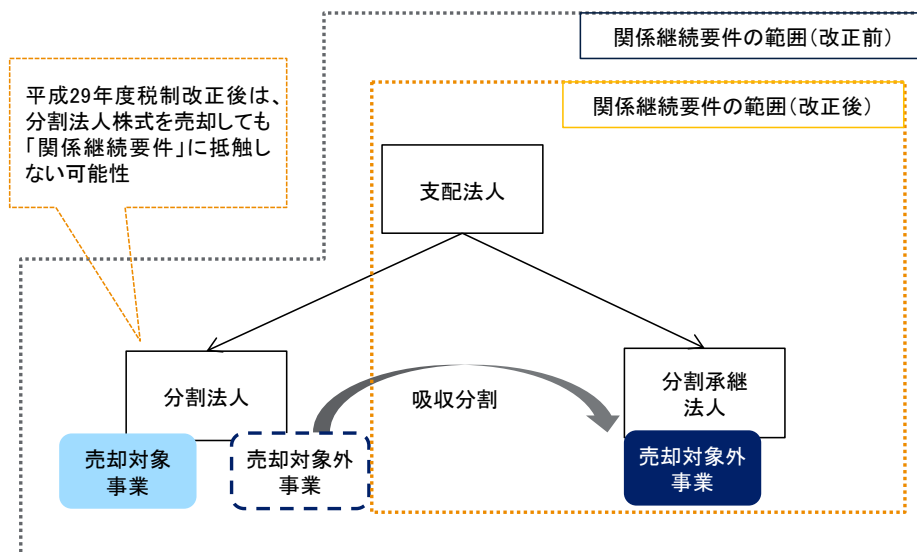
支配関係継続要件は、移転事業(資産)に対する支配が企業グループ内の親法人により分割後も継続していることのメルクマールとされている。

分割型分割は、分割対価である分割承継法人株式が分割法人に残らない再編であり、企業グループの親法人による移転事業(資産)に対する支配が継続する限り、分割後の分割法人に対する支配関係の継続は必要ないと考えられる。

## (3) カーブアウト型 M&A に与える影響

複数の事業を営んでいる企業等が一部事業を売却するカーブアウト型 M&A の局面においては様々な売却ストラクチャーが想定されるが、現行法ではいずれのストラクチャーに拠った場合であっても売手において売却対象または売却対象(外)事業の含み損益に係る法人税等の課税が生じることが一般的だと考えられる。

しかし、上記(1)に記載のとおり、今後平成 29 年度税制改正により企業グループ内の分割型分割に係る関係継続要件が改正された場合、例えば下図のように売却ストラクチャーとして分割法人に売却対象事業を残置し、売却対象(外)事業を他のグループ会社に分割することなどにより売手において売却対象または売却対象(外)事業の含み損益に対する法人税等の課税が生じない売却ストラクチャーが選択できる可能性がある。



※本文中、意見にわたる部分は筆者の私見であり、デロイトトーマツ税理士法人の公式見解ではありません。

4 「支配法人」に個人が含まれるか否かについては今後公布される政省令等の内容を確認する必要がある

## お問い合わせ

### M&A/組織再編サービス

組織再編税務サービス [www.deloitte.com/jp/reorganization-tax](http://www.deloitte.com/jp/reorganization-tax)

## ニュースレター発行元

### デロイトトーマツ税理士法人

所在地 〒100-8305 東京都千代田区丸の内三丁目3番1号  
新東京ビル5階

T e l 03-6213-3800(代)

email [tax.cs@tohmatu.co.jp](mailto:tax.cs@tohmatu.co.jp)

会社概要 [www.deloitte.com/jp/tax](http://www.deloitte.com/jp/tax)

税務サービス [www.deloitte.com/jp/tax-services](http://www.deloitte.com/jp/tax-services)

## 過去のニュースレター

過去に発行されたニュースレターは、下記のウェブサイトをご覧ください。

[www.deloitte.com/jp/tax/ma-newsletter](http://www.deloitte.com/jp/tax/ma-newsletter)

デロイトトーマツグループは日本におけるデロイトトウシュトーマツ リミテッド(英国の法令に基づく保証有限責任会社)のメンバーファームおよびそのグループ法人(有限責任監査法人トーマツ、デロイトトーマツ コンサルティング 合同会社、デロイトトーマツ ファイナンシャルアドバイザー 合同会社、デロイトトーマツ 税理士法人および DT 弁護士法人を含む)の総称です。デロイトトーマツ グループは日本で最大級のビジネスプロフェッショナルグループのひとつであり、各法人がそれぞれの適用法令に従い、監査、税務、法務、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザー等を提供しています。また、国内約40都市に約9,400名の専門家(公認会計士、税理士、弁護士、コンサルタントなど)を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はデロイトトーマツグループ Web サイト([www.deloitte.com/jp](http://www.deloitte.com/jp))をご覧ください。

Deloitte (デロイト)は、監査、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザーサービス、リスクアドバイザー、税務およびこれらに関連するサービスを、さまざまな業種にわたる上場・非上場のクライアントに提供しています。全世界150を超える国・地域のメンバーファームのネットワークを通じ、デロイトは、高度に複合化されたビジネスに取り組むクライアントに向けて、深い洞察に基づき、世界最高水準の陣容をもって高品質なサービスを Fortune Global 500® の8割の企業に提供しています。“Making an impact that matters”を自らの使命とするデロイトの約245,000名の専門家については、Facebook、LinkedIn、Twitter もご覧ください。

Deloitte (デロイト)とは、英国の法令に基づく保証有限責任会社であるデロイト トウシュ トーマツ リミテッド (“DTTL”)ならびにそのネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびその関係会社のひとつまたは複数を指します。DTTL および各メンバーファームはそれぞれ法的に独立した別個の組織体です。DTTL(または“Deloitte Global”)はクライアントへのサービス提供を行いません。Deloitteのメンバーファームによるグローバルネットワークの詳細は [www.deloitte.com/jp/about](http://www.deloitte.com/jp/about) をご覧ください。

本資料に記載されている内容の著作権はすべてデロイトトウシュトーマツ リミテッド、そのメンバーファームまたはこれらの関連会社(デロイトトーマツ税理士法人を含む)がこれに限らない、以下「デロイトネットワーク」と総称します)に帰属します。著作権法により、デロイトネットワークに無断で転載、複製等を行うことはできません。

本資料は、関連税法およびその他の有効な典拠に従い、例示の事例についての現時点における一般的な解釈について述べたものです。デロイトネットワークは、本資料により専門的アドバイスまたはサービスを提供するものではありません。貴社の財務または事業に影響を及ぼす可能性のある一切の決定または行為を行う前に、必ず資格のある専門家のアドバイスを受ける必要があります。また本資料中における意見にわたる部分は筆者の私見であり、デロイトネットワークの公式見解ではありません。デロイトネットワークの各法人は、本資料に依拠することにより利用者が被った損失について一切責任を負わないものとします。

Member of  
**Deloitte Touche Tohmatsu Limited**

© 2017. For information, contact Deloitte Tohmatsu Tax Co.